

給水加入金一覧表（平成 26 年 4 月 1 日～）

【 新 設 】

メーター口径に応じて下表に定める額となります。

（消費税及び地方消費税込み）

量水器口径	金 額
1 3 mm	2 0 4 , 6 0 0 円
2 0 mm	4 1 8 , 0 0 0 円
2 5 mm	1 , 0 7 8 , 0 0 0 円
3 0 mm	1 , 6 7 5 , 3 0 0 円
4 0 mm	3 , 5 6 1 , 8 0 0 円
5 0 mm	6 , 7 0 4 , 5 0 0 円
7 5 mm	1 8 , 8 5 6 , 2 0 0 円
1 0 0 mm	3 8 , 7 6 1 , 8 0 0 円
1 5 0 mm以上	市長が別に定める
特殊集団住宅 1 3 mm	2 7 7 , 2 0 0 円
特殊集団住宅 2 0 mm	5 1 2 , 6 0 0 円
特殊集団住宅 2 5 mm以上	市長が別に定める

【 口径変更 】

口径を変更（増径）する場合は、新口径に応ずる金額と旧口径に応ずる金額の差額が給水加入金となります。

例)

（消費税及び地方消費税込み）

変更口径	金 額
1 3 → 2 0 mm	2 1 3 , 4 0 0 円
2 0 → 2 5 mm	6 6 0 , 0 0 0 円

【 申請手数料 】

給水工事の申請は、1 件につき 4 , 0 0 0 円の手数料が申請時に必要となります。

内訳：工事設計審査手数料 2 , 0 0 0 円

工事検査手数料 2 , 0 0 0 円

担当 白岡市上下水道課

電話 0 4 8 0 （ 9 2 ） 1 6 4 5